

第5回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年7月27日(木) 午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	小林	徳博	7番	野谷	茂
2番	井上	宗士	8番	倉持	純子
3番	中村	隆一	9番	秋山	啓治
4番	原	淳利	10番	橘川	直泰
5番	西山	聖二	11番	原	恵子
6番	露木	聖一	12番	野谷	和雄

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	小島	孝紀
副主幹	石原	慎也

6 議事録署名人

3番	中村	隆一	4番	原	淳利
----	----	----	----	---	----

7 報告事項

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- (3) 農地造成工事届出について

8 議 事

議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

会議の状況

【議長】

みなさんおはようございます。審議において、慣れない言葉も出てくるかと思いますので、事務局にはより丁寧な説明をしていただいて、分かりやすく進めていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは第5回の総会を開催したいと思っております。出席委員は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名について議題とします。第5回総会の議事録署名委員につきましては、3番中村隆一委員、4番原淳利委員をお願いいたします。毎回2人ずつ指名させていただきますので、順番でお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について議題といたします。事務局、朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項1朗読 —

このたび、平成28年9月29日に 〇〇〇〇 さん、 〇〇〇〇 さん、平成28年9月29日に 〇〇〇〇 さん、平成28年10月17日に 〇〇〇〇 さんから相続による農地の所有権取得の届出がございました。

権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望はいずれもありません。

なお、この届出の受理通知書を 〇〇〇〇 さん、 〇〇〇〇 さんに7月12日付で発行しております。

以上でございます。

【議長】

研修テキスト2の7ページに記載がありますが、権利を取得した日(死亡した日)から概ね10カ月以内に農業委員会に届出をしなければならないとなっております。みなさん相続のことはある程度、ご存じかと思っております。「概ね」が付いているのは、なかなか10カ月で遺産分割が終わらない場合もあり、手続きが整った段階で農地を取得した人が、農業委員会へ届出をすることになっております。

また、こちらは審議事項ではなく、報告事項としてみなさまに報告をするということになっておりますので、よろしく申し上げます。

【委員】

権利を取得した日とは、相続した日なのか、それとも登記がされた日のどちらですか。

【議長】

相続は、亡くなった日が相続した日になります。

【委員】

私も数年前に農地を相続した際に、固定資産税の切り替えを行ったのですが、それとは違うのですか。

【議長】

違います。個別事案として、農地は農業委員会、固定資産は固定資産担当になります。届出をすると事務局から届出の受理通知書が発行されます。

続きまして、報告事項（2）農地法第5条第1項第6号の規定による届出について議題といたします。事務局、朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項2朗読 —

それでは説明いたします。関係資料位置図の1ページをご覧ください。

場所は、二宮町役場庁舎の北側にある市街化区域の土地です。

土地の所有者は、平塚市の さんで、二宮の さんに駐車場敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

以上でございます。

【議長】

研修テキスト1の12ページに記載があります。農地法の第4条、第5条で、第5条については後程出てきますが、このテキストでは許可対象のことにしか触れていません。

土地は市街化区域と市街化調整区域に分かれています。都市計画法の区分になります。都市計画図がありますが、この中で赤のラインで囲まれているのが市街化区域です。住宅が点在している区域となります。そしてそれ以外の区域が市街化調整区域になります。その市街化調整区域の中にさらに青のラインで囲まれた区域が農業振興地域になります。全部で3つくらいの区域があると知っておいてもらえれば良いかと思います。本案件になっている農地法第5条第1項第6号では、市街化区域内の土地で、農地としてあまり制限はせず、住宅促進をしていく区域になりますので、届出になるということです。

こちらも報告事項であることから委員皆様のご了承をお願いします。

【委員】

申請は、ここであがっていますが、土地の使用はすでに始まっているのですか。

【議長】

ご指摘のとおりで、すでに住宅になっている土地もあれば、事前に届出が提出される場合もあります。

続きまして、報告事項(3)農地造成工事届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項3朗読 —

それでは説明いたします。関係資料位置図の2ページをご覧ください。

場所は、二宮西中学校の南東にある市街化調整区域の農業振興地域内の農地です。

届出人は、川匂にお住まいの さんです。この土地を現況から1メートルの盛り土をするものです。すでに工事が始まっており、8月31日までが工事期間となっています。

この農地につきましては、この後、議案第12号で農用地利用集積計画における利用権設定をお諮りするものです。

以上でございます。

【議長】

事務局よりただ今説明がありましたが、農地の使い勝手が悪かったり、水はけが悪かったりする場合に、盛り土をする場合があります。その場合の農地造成の制限というのがあります。ある程度制限がないと農地への影響がおきる場合がありますので、二宮町の農業委員会でも「二宮町農地造成指導要領」に基づいて、指導をしています。農業委員会としても農地を今以上に高度利用したいということであれば推進していく必要があります。盛り土高が1mまたは面積が1,000㎡を超えるものについては、県の許可を受けなければなりません。対象の方がいた場合には、農業委員会へ相談をしていただくことになります。

こちらも、報告事項であることから委員皆様のご了承をお願いします。

【委員】

農業振興地域を示している土地利用計画図の当該地付近に青の破線が入っていますが、これは何を意味しているのですか。

【議長】

地区の違いだと思えます。農業振興地域の農用地は、一筆ごとに地番で定められています。町が定める「農業振興地域整備計画書」で、町が農業振興の在り方を定めています。例えば、町が農道を整備しているような地域は、農振がかかっています。公の費用を投入しているので、長期に渡り、農地として振興していくことになります。

それでは、こちらも報告事項であることから委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第12号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、審議前に中村委員の退席を求めます。

(中村委員 退席)

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第12号朗読 —

【議長】

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。野谷 茂委員、お願いします。

【委員】

それでは、議案第12号の現地確認報告をいたします。

7月12日に私と川匂地区農業委員および事務局で、現地を確認いたしました。場所は、川匂の古屋敷に位置する農地2筆で、面積は1,806㎡となっております。貸主は、川匂の さん、借主は、山西の さんです。本申請は、新規での利用権設定で、期間は5年となっております。委員皆様のご審議をよろしくお願いします。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第12号関係資料をご覧ください。

1 ページに農用地利用集積計画書、2 ページに位置図、3 ページに公図の写し、4 ページに営農計画書を添付させていただいております。

農用地利用集積計画は、町が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に従って実施される「農業経営基盤強化促進事業」の中の「利用権設定等促進事業」に関する事項に基づいています。

農用地利用集積計画の一般要件としては、農地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、委員皆様のご審議をお願いいたします。

【議長】

説明が終わりました。審議に入る前ですが、研修テキスト1の16ページをご覧ください。こちらに基盤法第18条から第20条の概要が記載されています。事務局から説明がありましたが、農地を集積して、いかに効率的に活用するかという流れになっています。法人、個人と様々な方が参入してきています。農業委員会で審議した上で、借りる方が適正な方かどうかを見ていきます。国の方針も出ていますが、二宮町でも公正中立な立場でこういった方々に農地を使っていただく方向で進めています。

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

営農計画書3の作付け関係ですが、作目には主な野菜だけを記載しているのですか。

【事務局】

さんの行っている農法が炭素循環農法と言いまして、連作をしても障害がでない農法と聞いております。

【委員】

研修テキスト1の16ページに集団的に貸借等の効果を生じさせると記載がありますが、どのようにこの効果を発揮させているのですか。

【議長】

基盤法ができたのは、最近で、昔は農地の貸し借りはすべて農地法3条でやっていた。地権者が貸したい土地や荒れている土地を借りたい方へ集めて、国が支援をする制度になっています。借りる方についても、ただ借りるのではなく、農業経営していく方が今後どのように農業経営をしていくかの具体的な計画をもっていないと認められません。さん自身もすでに5反以上耕作されていて、事業として展開されています。農法が農家から受け入れにくいといったことはありますが、さんがやられている中

里地区はオリーブ畑もあり、　　さんの畑も見るとわかりますが、積極的にやられています。私自身も数年に渡り見てきましたが、実際多様な形で作られています。

【事務局】

「集団的に貸借の効果を生じさせるもの」ということでしたが、この後に研修会もございますので、そちらでもお話が聞けるかと思えます。

【委員】

申請地の隣接地に　　という筆があるが、これはなんですか。

【事務局】

畦畔になります。

【会長】

これよりお諮りします。議案第12号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

【議長】

挙手全員でございます。よって本案は可決といたします。それでは、中村委員の復席をお願いします。

—中村委員 復席—

【議長】

中村委員、ただいまの議案第12号については、可決されましたので報告いたします。中村委員にお伺いしたいのですが、営農計画書の中で、じゃがいもの作付期間が連続していることについて連作障害が起こらないのかという質問がありましたが、いかがですか。

【中村委員】

連作障害が起こらない方法でやっています。畑の土中の微生物を意識しながらやっていますので、連作可能です。あまり肥料を使わないやり方ですので、連作をすればするほど、微生物が増え、連作を可能としています。現在、他の畑でもやっているが問題は起きていません。

【議長】

続きまして、議案第13号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第13号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。露木委員、お願いします。

【委員】

それでは議案第13号の現地確認報告をいたします。7月20日に一色地区の農業委員及び事務局で現地確認をいたしました。

申請地は一色の県立二宮高等学校の北側にある市街化調整区域の農業振興地域内の土地で、周辺の状況から見ても転用は問題ないかと思われま

す。委員皆様のご審議をよろしくお願

【議長】

いいたします。お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、補足説明いたします。議案第13号関係資料をご覧ください。

資材置き場としての農地転用で、賃借になります。

関係資料につきましては、1ページに許可申請書、2ページに案内図、3ページに公図の写し、4ページに事業計画書、5ページに土地利用計画図を添付しております。

立地基準については、市街化区域に近接した土地ですので第2種農地です。

周辺の土地の状況ですが、北側が宅地、東側は河川、西側および南側は道路となっており、転用することによって生ずる付近の土地へ影響はないと思われま

す。以上補足説明となります。委員皆様のご審議をよろしくお願

【議長】

いいたします。それでは審議に入ります。農地法5条の農地転用許可になります。農地転用許可については、県になります。今回の案件ですと、合同庁舎で審議される内容になります。また、公図を見ていただくと　　という土地は以前に資材置き場として農地転用されています。本案件は、既に農地転用された土地の東側隣接地を同一地権者により土地を一体として資材置き場として使用するための農地転用許可申請になります。

【事務局】

ただいま会長よりご説明いただいたとおりですが、北側の太線の土地はの一部になります。太線以外の部分については、以前に農地転用許可を受けており、残りどが今回の申請であっております。また、と
の土地の間には、段差があります。の筆の方が低い形状になっています。
という土地を農地造成した際に、運び入れた土の残土がの土地に盛られている状態にあり、その残土を使用し、今回の申請地を平らにして一体の土地として使用することです。

【議長】

ご意見がある方は、挙手をお願いします。

【委員】

事業計画書の中の5の必要経費のなかに土地の月額賃借料とありますが、これはすでに農地転用済みの土地も含めた金額なのか、それとも今回申請の該当地のみの金額ですか。

【事務局】

農地転用済みの箇所も含めたすべてにおいての賃料になります。

【議長】

その他質問が無いようですので、質疑を打ち切ります。これよりお諮りします。議案第13号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

【議長】

挙手全員でございます。よって本案は可決いたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了いたしましたので、ここで総会を閉会します。

午前11時閉会